

電子証明書の販売等及び設定代行に係る利用規約 【現改比較表】 2026年2月18日現在

～2026年2月17日

2026年2月18日～

第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	定 義
1 電子証明書	公開鍵暗号方式に関する情報、公開鍵所有者に関する情報、製造番号、有効期間及び電子証明書発行会社の名称並びに電子署名から構成されるデータであって、電子証明書発行会社が運営する認証局より発行され、契約者のホームページ等（サーバ）に蓄積されるものに限ります。）の真正を証するもの。
2 公開鍵暗号方式	デジタル・データの暗号化と複合化に、異なる「鍵」を用いる方式
3 電子署名	個人の認証などに用いられるデータを電子化したもの
4 申請情報	電子証明書発行会社へ申請する電子証明書に係る当社が別に定める情報
5 申請情報ファイル	申請情報を暗号化した電磁的記録
6 電子証明書ファイル	申請情報ファイルに基づき、電子証明書発行会社が生成した電磁的記録であって、電子証明書発行会社から当社へ送付されるもの
7 証明書販売等	次の(1)及び(2)を含む役務を提供するもの (1)当社が、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社の代理として、電子証明書発行会社のために契約者へ電子証明書（デジタル・ジャパン合同会社が発行するセキュア・サーバIDもしくはデジタル・ジャパン・セキュリティ合同会社が発行するクイックSSLプレミアムもしくは株式会社日本レジストリサービスが発行する組織認証型並びにドメイン認証型に限ります。）を販売する役務 (2)当社が、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社の代理として、電子証明書発行会社のために契約者が支払うべき料金を回収する役務
8 証明書販売等サービス	当社が提供する証明書販売等に係るサービス
9 証明書提供等	電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社が契約者に電子証明書に係る役務を提供するものであって、設定代行サービス及び証明書販売等サービスを除くその他のもの
10 証明書提供等サービス	電子証明書発行会社が提供する証明書提供等に係るサービス
11 設定代行	当社が契約者のために契約者に代わって、申請情報ファイルを作成すること及び電子証明書ファイル（電子証明書発行会社が発行する電子証明書とします。）を契約者が指定するサーバへ投入する役務を提供するもの

第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	定 義
1 電子証明書	公開鍵暗号方式に関する情報、公開鍵所有者に関する情報、製造番号、有効期間及び電子証明書発行会社の名称並びに電子署名から構成されるデータであって、電子証明書発行会社が運営する認証局より発行され、契約者のホームページ等（サーバ）に蓄積されるものに限ります。）の真正を証するもの。
2 公開鍵暗号方式	デジタル・データの暗号化と複合化に、異なる「鍵」を用いる方式
3 電子署名	個人の認証などに用いられるデータを電子化したもの
4 申請情報	電子証明書発行会社へ申請する電子証明書に係る当社が別に定める情報
5 申請情報ファイル	申請情報を暗号化した電磁的記録
6 電子証明書ファイル	申請情報ファイルに基づき、電子証明書発行会社が生成した電磁的記録であって、電子証明書発行会社から当社へ送付されるもの
7 証明書販売等	次の(1)及び(2)を含む役務を提供するもの (1)当社が、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社の代理として、電子証明書発行会社のために契約者へ電子証明書（デジタル・ジャパン合同会社が発行するセキュア・サーバIDもしくはデジタル・ジャパン・セキュリティ合同会社が発行するクイックSSLプレミアムもしくは株式会社日本レジストリサービスが発行する組織認証型並びにドメイン認証型に限ります。）を販売する役務 (2)当社が、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社の代理として、電子証明書発行会社のために契約者が支払うべき料金を回収する役務
8 証明書販売等サービス	当社が提供する証明書販売等に係るサービス
9 証明書提供等	電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社が契約者に電子証明書に係る役務を提供するものであって、設定代行サービス及び証明書販売等サービスを除くその他のもの
10 証明書提供等サービス	電子証明書発行会社が提供する証明書提供等に係るサービス
11 設定代行	当社が契約者のために契約者に代わって、申請情報ファイルを作成すること及び電子証明書ファイル（電子証明書発行会社が発行する電子証明書とします。）を契約者が指定するサーバへ投入する役務を提供するもの

12	設定代行サービス	当社が提供する設定代行に係るサービス
13	サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
14	第1種契約	当社から第1種サービスの提供を受けるための契約
15	第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
16	第2種契約	当社から第2種サービスの提供を受けるための契約
17	第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
18	ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款に定める第5種ホスティングサービス又は第8種ホスティングサービス
19	ホスティング契約	ホスティングサービスを受けるための契約
20	ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者

12	設定代行サービス	当社が提供する設定代行に係るサービス
13	サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
14	第1種契約	当社から第1種サービスの提供を受けるための契約
15	第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
16	第2種契約	当社から第2種サービスの提供を受けるための契約
17	第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
18	ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款に定める第5種ホスティングサービス又は第8種ホスティングサービス
19	ホスティング契約	ホスティングサービスを受けるための契約
20	ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
21	契約期間	第2種契約者が第2種契約を申込み際に選択する、当社指定の第2種契約の有効な期間をいい、申込内容に応じた期間を指します コース1,4,6:1年

第1表 料金

1 適用

区分	内容
証明書販売等サービスに係る区分に係る料金の適用	当社は利用料金を提供するにあたって、次のとおり区分を定めます。
区分	内容
コース1	電子証明書発行会社（デジサート・ジャパン合同会社）が発行する「セキュア・サーバID」かつ有効期間が1年以上2年未満である電子証明書
コース4	電子証明書発行会社（デジサート・ジャパン合同会社）が「EVガイドライン」に基づいて発行する「セキュア・サーバID EV」かつ有効期間が1年以上2年未満である電子証明書
コース6	電子証明書発行会社（デジサート・ジャパン合同会社）が発行する「クイックSSLプレミアム」かつ有効期間が1年以上2年未満である電子証明書
コース8	電子証明書発行会社（株式会社日本レジストリサービス）が発行する有効期間が1年以上2年未満の組織認証型の電子証明書
コース9	電子証明書発行会社（株式会社日本レジストリサービス）が発行する有効期間が1年以上2年未満のドメイン認証型の電子証明書

第1表 料金

1 適用

区分	内容
証明書販売等サービスに係る区分に係る料金の適用	当社は利用料金を提供するにあたって、次のとおり区分を定めます。
区分	内容
コース1	電子証明書発行会社（デジサート・ジャパン合同会社）が発行する「セキュア・サーバID」の電子証明書
コース4	電子証明書発行会社（デジサート・ジャパン合同会社）が「EVガイドライン」に基づいて発行する「セキュア・サーバID EV」の電子証明書
コース6	電子証明書発行会社（デジサート・ジャパン合同会社）が発行する「クイックSSLプレミアム」の電子証明書
コース8	電子証明書発行会社（株式会社日本レジストリサービス）が発行する組織認証型の電子証明書
コース9	電子証明書発行会社（株式会社日本レジストリサービス）が発行するドメイン認証型の電子証明書

2 利用料金の額

区分	単位	料金額
コース1	1の電子証明書ごとに	90,200円(99,220円)
コース4	1の電子証明書ごとに	180,200円(198,220円)
コース6	1の電子証明書ごとに	34,800円(38,280円)
コース8	1の電子証明書ごとに月額	4,500円(4,950円)
コース9	1の電子証明書ごとに月額	1,000円(1,100円)

2 利用料金の額

区分	単位	料金額
コース1	1の契約期間ごとに	90,200円(99,220円)
コース4	1の契約期間ごとに	180,200円(198,220円)
コース6	1の契約期間ごとに	34,800円(38,280円)
コース8	1の電子証明書ごとに月額	4,500円(4,950円)
コース9	1の電子証明書ごとに月額	1,000円(1,100円)

附 則（令和8年2月13日 C A S 2サ000400016827-01）

（実施期日）

この改正規定は、令和8年2月18日から実施します。